

島本町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

(平成26年 3月 4日)

最近改正 平成26年 4月 1日

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、島本町（以下「町」という。）における障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために定める。

2 適用範囲

この方針は、町に属する全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

3 対象となる物品等

この方針により調達を推進する物品等は、町が契約によって調達する物品等のうち、事務用品、各種記念品、印刷、清掃など、施設等が受注することが可能なものとする。

4 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、法第2条第2項から第4項までに規定する次の施設等とする。なお、共同受注窓口（受注内容に応じて複数の施設等に受注業務をあっせん又は仲介する窓口をいう。）を通じて物品等を調達する場合は、施設等からの調達に準じて取り扱う。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 生活介護事業所
- (4) 就労移行支援事業所
- (5) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (6) 小規模作業所
- (7) 特例子会社
- (8) 重度障害者多数雇用事業所
- (9) 在宅就業障害者
- (10) 在宅就業支援団体

5 調達の目標

町は、この方針の目的に沿うために、予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、毎年度、施設等からの物品等の調達目標を定める。

各年度の目標は別に定める。

6 調達推進方法

町は、物品等の調達を推進するため、次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 施設等が供給可能な物品等の内容、町の各組織における需要など、調達の推進に必要な情報の収集と提供に努める。
- (2) 施設等が供給する物品等について、質の向上、供給の円滑化、周知啓発等のために行う取組みの支援に努める。
- (3) 物品等の需要の増進を図るため、町施設での物品の販売、町及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、物品等の販売機会の確保に努める。
- (4) 物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、施設等の受注機会の拡大を図るため、次の観点についても配慮する。
 - ア 物品等の調達の必要性が生じた場合には、施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。
 - イ 物品等の調達は、可能な限り計画的なものとするとともに、施設等からの物品等の調達に配慮した発注量及び履行期間の設定に努める。
 - ウ 施設等との契約が円滑に進むよう、施設等に対して、性能、規格等必要な事項について、十分な説明に努める。
- (5) 物品等の調達にあたっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号及び第3号の規定による随意契約が可能な場合は、積極的な活用を努める。

7 調達実績の公表

町は、各会計年度の終了後、物品等の調達実績の概要を取りまとめ、ホームページ等により公表する。

8 担当部署

この方針の推進及び庁内での周知、調整等に関する事務は、健康福祉部福祉推進課が行う。

9 その他

施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じてこの方針の見直しを行う。また、この方針に定めるもののほか、この方針の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この方針は、平成26年3月4日から施行する。

附 則

この方針は、平成26年4月1日から施行する。